

鳥取県公報

條 例

鳥取県條例第二十八号

昭和二十六年五月鳥取県條例第三十四号鳥取県会常任委員会及び特別委員会條例中次の通り一部改正し、公布の日から施行する。

昭和二十七年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、第七條を次のように改める。

第七條 委員は議長が県会に諮つてこれを選任する。委員の部属は議長が県会に諮つてこれを変更することができる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可